

資 料
2024 年（令和 6 年）7 月 8 日
明石市都市景観審議会

令和 6 年度 第 1 回 都市景観審議会

資 料

目 次

説明資料

- 1 景観計画策定に合わせた基本計画の見直しについて・・・・・・・・・・ 1
- 2 市民意識の調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 関連上位計画及び現行基本計画の確認について・・・・・・・・・・ 8
- 4 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

別添資料（1～10）

1. 景観計画策定にあわせた基本計画の見直しについて

景観法に基づく「景観計画」については、明石らしい景観形成を積極的に推進するため、本年度より市民との対話を進めながら、来年度末の計画策定、条例の改正に向けて取り組んでいるところです。

そこで、計画策定にあたり、「基本計画の改定」について以下のとおり対応することを考えております。

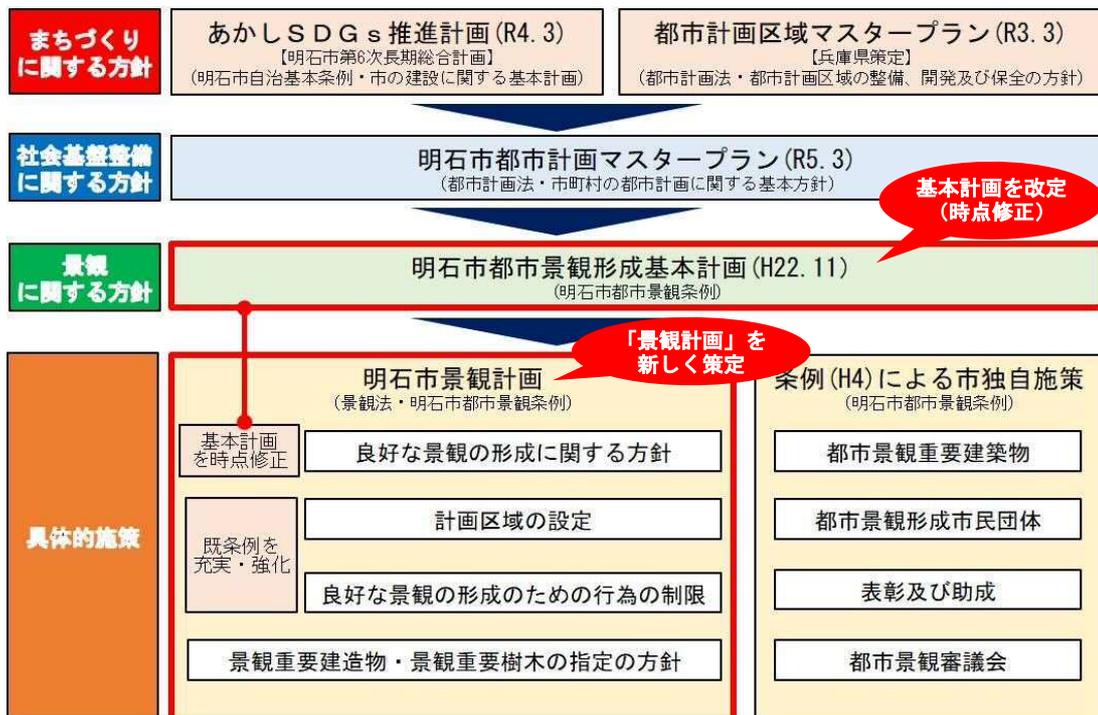
1 基本計画の改定（時点修正）について

景観計画の上位計画に位置付けられる「明石市都市景観形成基本計画」（以下「基本計画」という。）については、平成 22 年に策定されて以来、約 14 年が経過しており、その間にも、明石駅前の開発や山電連立事業、大久保駅周辺の民間開発など、特に駅周辺での市街地景観が大きく変化しています。

また、この度、市民との対話を進めながら検討を行うにあたって、市民の景観への思いの変化などについては、「基本計画」へ盛り込んでいく必要があると考えます。

そこで、法に基づく「景観計画」の策定にあわせて、「基本計画」の改定（時点修正）を検討します。

景観計画の位置づけイメージ



ただし、現基本計画における「理念」や「目標」「類型別方針」(P2,4 参照) については、検証はしますが、基本的には大幅な改定を行う予定はありません。(時点修正のみ)

ただし、「地域別資源」(別添 1 参照)については、景観資源の変化、市民意識の変化を市民との対話を通じて検証し、今後の市民の景観への意識の醸成が図られるよう改定を検討します。

2. 都市景観形成基本計画の改定（時点修正）することのメリット

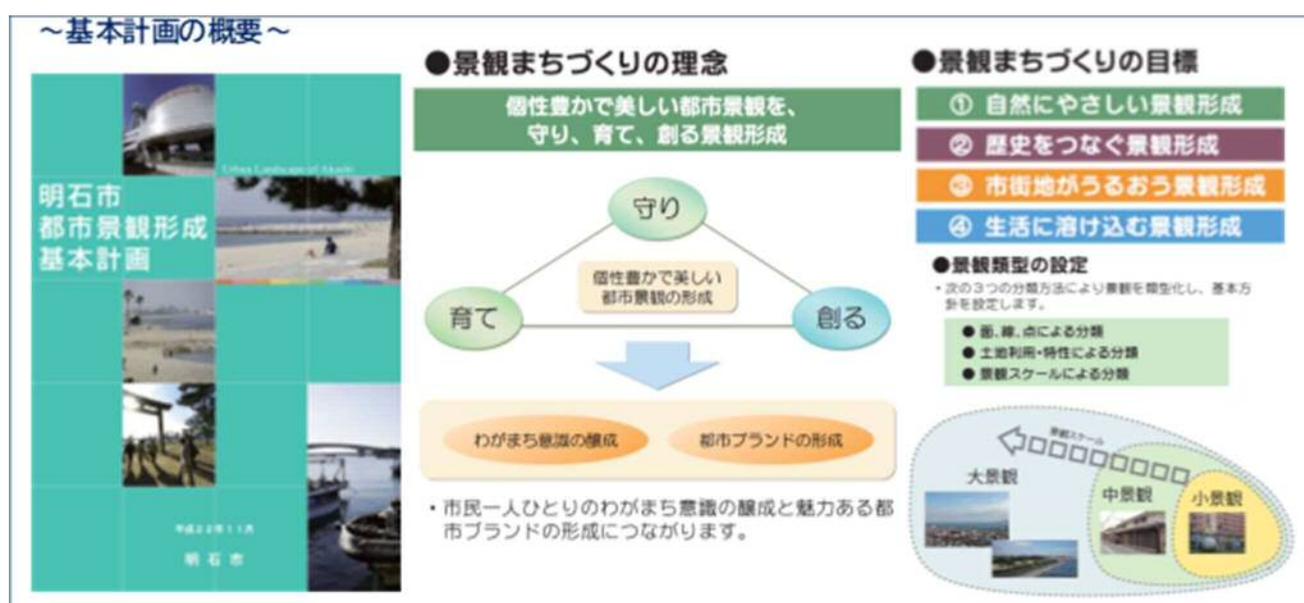
- ・時点修正することで、上位計画、関連計画との整合性を高めることができる。
- ・景観計画との構成、関連性を明確にすることで、体系的に明確にすることができる。
- ・市民、事業者への景観啓発への取組みが行いやすくなる。
- ・市民との対話と共創の取組みを行うことで、基本計画にも市民意見を反映することが可能となり、市民共創の取組みとして効果が高まる。

3. 「明石市景観計画」とは？（新しく「景観計画」を策定）

- H4 に「景観条例」を制定して「大規模建築物の届出」や「誘導基準」など、景観に関する「制限や基準、手続き」などを定めて取り組んできました。
- H16 に「景観法」が制定され、制限などを「景観計画」として法に位置付け、罰則規定も運用できるようになりました。
- そこで、上位計画なども改定されてきたことを踏まえ、今まで条例のみで位置付けて取り組んできた内容を、法による「景観計画」として位置づけ、景観への取組みを充実、強化することとします。
- なお、策定にあたっては過去に H28 年度までに整理した「景観計画(原案)(別添 2 参照)」を基本に追記、修正をしながら取りまとめることとします。

4. 「明石市都市景観形成基本計画」とは？（既「基本計画」の改定）

- 景観に関する「理念や目標、方針」などを定めた「基本計画」については、H6 に策定して H22 に改定しています。
- 改定から約 14 年が経過し、これまでの間に市街地景観も変化し、新しく策定する「景観計画」へも方針を定めることから、計画の改定（時点修正）を行うこととします。（別添 1 参照）



5. 景観計画・都市景観基本計画の構成について各自治体の比較・検討

景観計画策定にあたり、現行の都市景観条例による明石市都市景観形成基本計画との関係を整理し、各計画を存続させるかあるいは一つにまとめるか、別の構成にするものか課題を整理しました。

■ 既存計画と並立型

姫路市・西宮市・神戸市・芦屋市・宝塚市・箕面市

景観法施行以前から都市景観形成に関する計画があった団体で、景観計画は後追いで策定・運用している。条例に基づく計画はマスタープラン的な位置付け、景観計画は実行性を持たせる形をとっているものが多い。

■ 景観計画に一本化させている

尼崎市・川西市・養父市・丹波篠山市・茅ヶ崎市

従来の条例による景観形成に関する計画を景観計画に反映、取り込んだ形を持つ団体と、景観法施行後に新しい計画を策定した団体がある。尼崎市は従来の都市美形成計画を法に基づく景観計画と位置付けるとともに市独自条例の構成も一部含めて運用している。

各構成の比較

	既存計画と並立型	景観計画に一本化
メリット	全体の方針となる「マスタープラン」と実施計画である「景観計画」を明確に区分することができる	想定していた内容から大幅に変更になるが、計画として一本化され、対外的に説明しやすい
デメリット	両方の計画が存続することにより運用面での課題・二つの計画管理が残ることになる	法に基づく部分とそれ以外の部分があり一体化されることで位置付けが分かりづらい
条例改定の注意すべき点	市独自条例と景観法条例の混成型で構成に工夫が必要	景観法をベースにした条例で大幅な変更に伴う条例改正になる
その他注意事項	都市景観形成基本計画の改定を念頭においておく（長期総合計画の改定と合わせる）	景観形成基本計画のエッセンスを残すように努めることに配慮する（長期総合計画の改定と合わせる）

■ 明石市の計画の構成の在り方

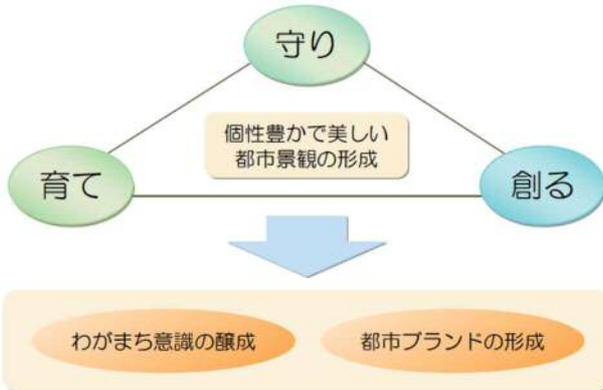
明石市は景観法が施行される前にH6年(1994年)から計画を策定しH22年(2010年)に改訂する中、長期にわたって明石らしい景観行政を進めてきました。

今後、基本計画は景観施策のマスタープランとして存続させるとともに、実行性を持たせた景観計画において法に基づく誘導と規制を行う形の両立型で対応できるものと考えております。

明石のめざす景観

●景観まちづくりの理念

個性豊かで美しい都市景観を、
守り、育て、創る景観形成



・市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と魅力ある都市ブランドの形成につながります。

●景観まちづくりの目標

- ① 自然にやさしい景観形成
- ② 歴史をつなぐ景観形成
- ③ 市街地がうるおう景観形成
- ④ 生活に溶け込む景観形成

《景観類型の種類》

・明石の景観は、7つのゾーン、3つの線、3つの点の13類型と、それらを大きく眺望する眺望景観の14類型に分類することができます。（右図参照）

大景観	中景観				小景観	
	自然	歴史	市街地	生活		
①眺望景観	②田園ゾーン	⑤歴史ゾーン	⑥住宅ゾーン		面	市域
	③公園緑地ゾーン		⑦商業ゾーン			
	④海浜ゾーン		⑧工業ゾーン			
	⑨主要な道路軸			⑩まちを彩る道		
⑩河川軸			⑪歴史ポイント ⑫歴史ポイント ⑬まちかどポイント	点		
⑫シンボルポイント						
明石海峡大橋・淡路島・播磨灘・他						市域外



二見港からの眺望(①)



金ヶ崎公園(③)



カスケディアヒルズ(⑥)



時の道(⑪)

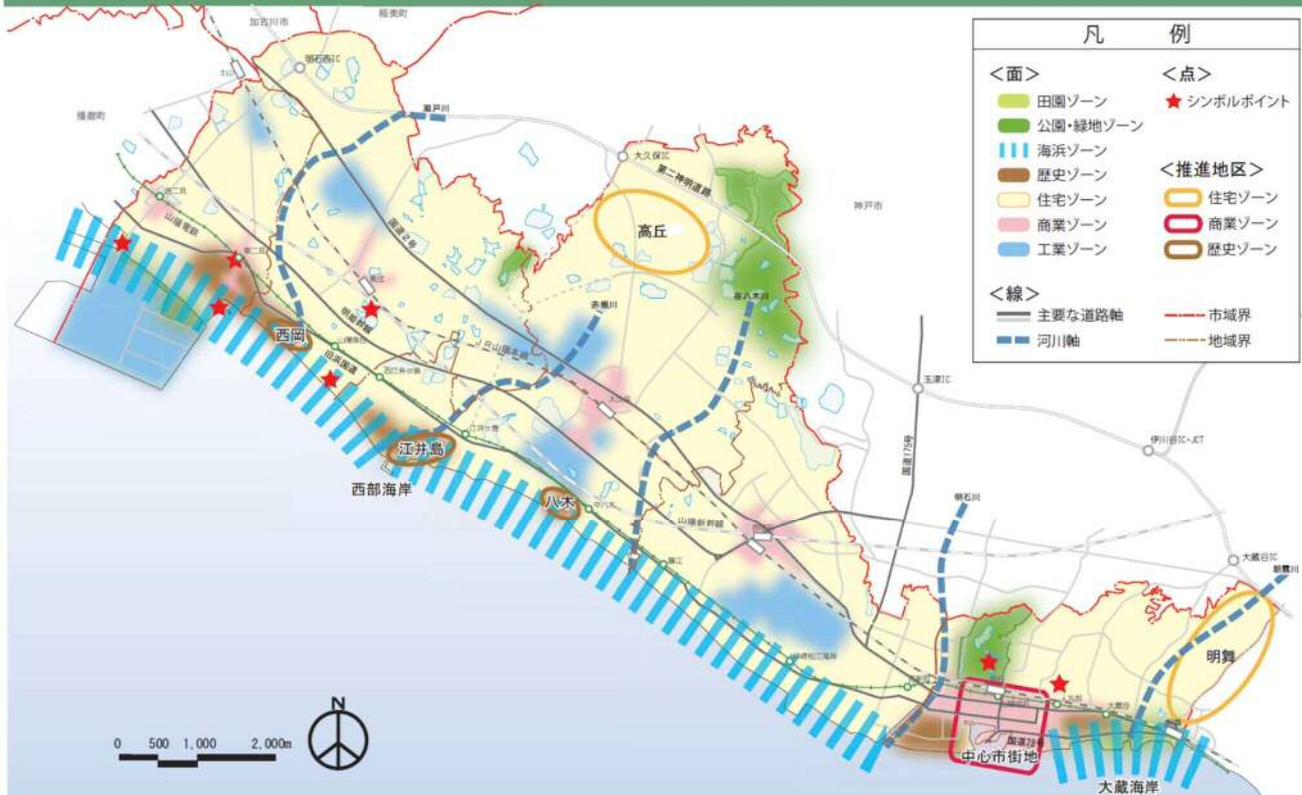


JR魚住駅 駅前広場(⑬)



道標(⑭)

《景観類型別基本方針図》



2. 市民意識の調査について

1 市民意識の調査と醸成

本市の景観について検証する前に、まずは市民の率直な意見を数多く抽出することを目的として市民意識の調査を行い、あわせて意識の醸成についても図っていきます。

(1) 調査のテーマ

市民意識調査を行うにあたっては、「10年後、20年後に残したい明石の景観・風景」をテーマに掲げ、より身近な題材として受け入れられるよう、広く周知する。(別添3)

(2) 調査内容

① 景観・風景写真の募集

ホームページや広報誌、SNS、各種団体等を通じ、「あかしの景観・風景写真」を募集。

- 基本計画の「景観類型(面・線・点)」に対応する下記①～⑩のテーマごとに募集する。
- 募集方法はLoGoフォーム(別添4)を活用し、Eメールでの応募も可とする。

- ① 海への眺め・海岸・港
- ② 田園・ため池
- ③ 公園・緑地
- ④ 歴史・文化
- ⑤ 住宅街
- ⑥ 商業地・商店街
- ⑦ 工業地
- ⑧ 道路・河川
- ⑨ 地域のシンボル(明石城、天文科学館 等)
- ⑩ まちかど(人々の生活を切り取った風景 等)



二見港からの眺望(①)



金ヶ崎公園(③)

② アンケート調査の実施

景観に関するアンケート調査を実施。(別添5)

- 調査にはLoGoフォームを活用し、オンライン上で意見を集約・分析する。

※①または②の応募特典として、応募者の中から抽選で10名に図書カード1,000円を進呈。

③ まちかどアンケートの実施

写真募集及びアンケート実施の周知を目的として、基本計画において細分化された市内 5 地域（明石川東・明石川西・大久保・魚住・二見）の来街者を対象にまちかどアンケートを実施する。

- 調査方法は、市役所ほか各公共施設にアンケートボード（別添 6・A1 サイズ）を設置し、10 年後、20 年後に「残したい」「改善したい」景観の項目にそれぞれシールを貼ってもらう。
- ボードにQRコードを貼付し、①及び②のサイトへのアクセスを誘導する。

④ こどもアンケートの実施

景観施策の啓発を目的として、市内小学校にアンケートボードを設置する。（別添 7）

- 市内 5 地域ごとに各 1 校ずつ選出し、計 5 校での実施とする。
- 項目は、一般用と比べてこどもが選択しやすい内容とする。

（3）実施予定時期

①②：7月15日（月）から8月30日（金）まで（広報あかし7月15日号に掲載予定）

③：7月中旬から2週間程度

④：9月上旬から1週間程度

2 市民との対話と共創

前項の調査結果をもとに、ワークショップ形式で明石の景観に関して、「残すべき」、「改善すべき」を議論し、「基本計画」の改定および「景観計画」の策定に反映します。

（1）実施内容

① 明石高専の学生とのミニワークショップ

講義の一環として、景観学習を実施する。

（講義内容案）

- 明石市の景観について今までの取り組み、景観計画策定、基本計画改定の内容
- 市民アンケート開催結果の報告
- グループ討議・発表（これからの明石の景観まちづくりについて何が求められているか）

② 景観ワークショップの開催

明石の景観の「残すべき」「改善すべき」を議論し、維持・保全・改善のためのアイデアを考えて、市民が大きな方向として望んでいる方向を参加者全員で確認するプロセスを取る。

(実施要領案)

- 市民とつながる課との連携を図りながら、幅広い年齢層からの意見を求める。
- 対象人数は30人～40人程度（グループに分けて実施）。
- 時間は90分～120分程度。
- 冒頭で市民アンケートの結果を報告説明し、市民の意向、思いの部分伝えてから本題に入る。
- 事前に設定した各項目別にグループ分けを行い、割り当てたテーマについて意見を出し合う。
- 各グループが話し合った内容を発表し、共有する。
- 共有した結果を全体で市民の思いとして大きな方向性を確認する。

(2) 実施予定時期

- ① 9月
- ② 10月（募集期間：9月後半）

3 調査結果の反映

寄せられたアンケート結果や写真、ワークショップで出された意見について、景観計画及び基本計画の改定に反映に向けて整理・分析を行います。

① 景観・風景写真

応募された中から「景観計画」及び「基本計画」に使用する挿入写真を選定する。

② アンケート調査及びまちかどアンケートの結果

基本計画に「市民との共創」関連ページを設け、調査結果やまちかどアンケート実施の様子等を掲載する。

③ ワークショップによる意見

景観まちづくりの理念、景観形成方針（眺望点やゾーニング）等抽出した意見を反映させながら、既存の「基本計画」を再構築し、「景観計画」の策定方針につなげる。

3. 関連上位計画・現行都市景観形成基本計画の確認

1. 関連上位計画の動向・背景

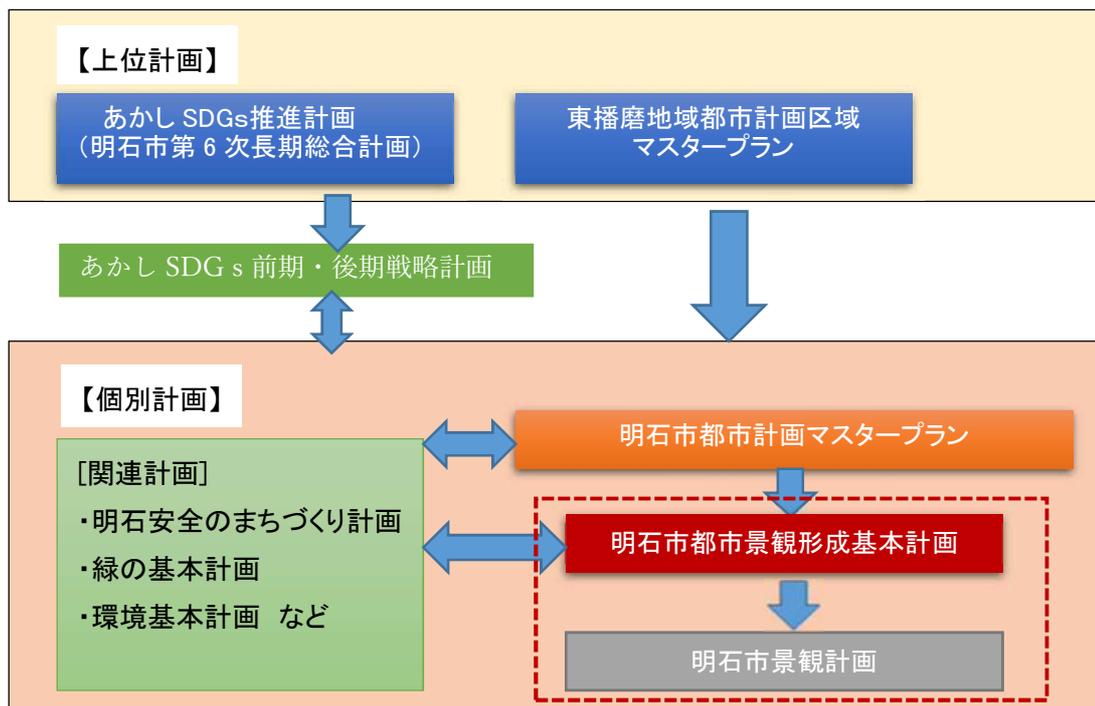
景観計画、都市景観形成基本計画の上位計画として、本市の新たな総合計画である「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」及び県の都市計画である「東播磨地域都市計画マスタープラン」があり、それに続いて「明石市都市計画マスタープラン」があります。

各計画が近年、策定、改定等行われている中、上位計画である総合計画との整合を図るとともに本市を取り巻く様々な社会的状況の変化等を踏まえ、基本計画の改定(時点修正)を行っていくこととします。

2. 計画の位置付け

本計画の位置づけは以下の通りです。

関係する各種計画と連携しながら計画改定していきます。



3. 関連上位計画

■ あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)(別添8)

R4年度(2022年度)からスタートする新たな長期総合計画が策定されました。

この計画は、市の最上位に位置付けられる行政計画で、まちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となるもので、市民と共有できるまちづくりの目標を定めてい

ます。

「経済」「社会」「環境」の三側面からの総合的な取組みにより、「持続可能」「誰一人取り残さない」「パートナーシップ」という SDGs の理念を取り入れ、本市が進めてきた「やさしいまちづくり」をさらに前進させていくものです。

■ 東播磨地域都市計画マスタープラン(別添9参照)

兵庫県では、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方針を示すため、都市計画法に規定する「都市計画区域の整備、開発・保全の方針」(都市計画マスタープラン)について5年に一度見直しを進めており、R7年度末の改定に向けて検討を進めているところです。

見直しにあたっては、現行での全県共通事項である基本理念や方針については、任意計画として新しく「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」としてR6年度に策定し、その後、来年度末に向けて、地域毎の都市計画マスタープラン(本市は播磨東部地域)を策定する予定です。

■ 明石市都市計画マスタープラン(別添10参照)

本市では、上位計画である長期総合計画に示す将来都市像を都市計画面から具体化するため、H9年(1997年)3月に策定して以来、長期総合計画の見直しにあわせて改定を行い、3回目の改定をR5年(2023年)3月に行いました。

長期総合計画に示す、経済・社会・環境の三側面による都市づくりの視点により、将来都市像を「やさしさ・豊かさ・活力が維持する未来安心都市明石」として、5つの都市づくりの方向性に整理し、全市に共通する「都市づくりの方針」や地域別の方針である「地域づくりの方針」を定めています。

4. 前回の改定時(平成22年(2010年))から何が変わったのか

前回の改定から約14年が経過しており、その間にも、明石駅前の開発や山電連立事業、大久保駅周辺の民間開発など、特に駅周辺での市街地景観が大きく変化しております。また、戸建て住宅の開発工事により画一的な住宅街が市街化区域内に増加していきました。ただ、基本計画における景観類型のゾーンの大幅な変更等、類型上大きな影響を与えるような変化は特段ないと考えています。

● 主なまちの変化



明石駅前南地区 再開発



JR 大久保駅南地区 JT 跡地開発

山陽電鉄西新町連立事業



2012年(平成24年)

2021年(令和3年)

大久保松陰山手地区土地区画整理事業による宅地開発

5. 推進地区の今後の方向性

基本計画の位置付けでは「推進地区」は、今後特に将来に引き継がなければならない明石を象徴する景観や暮らしに溶け込んだ良好な景観を持つ地区として、景観まちづくりに取り組む考えが示されています。

推進地区ではそれぞれの地区の特性を考慮し、景観意識の醸成につながる活動を推進することで熟度や必要性に応じて景観形成地区や地区計画の指定を目指すとするものです。計画改定に伴い、三者協働により各地域の特性に応じた取り組みが行われてきました。

今後の方向性については、今回景観計画策定、基本計画改定を進めるにあたり、各推進地区のあり方を見直し改定に反映することとします。

推進地区選定の視点	地区	主な取組み
市を象徴し、守り、育てる景観	大蔵海岸・西部海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵海岸自然観察センターの整備 ・旧灯台の整備(当時の姿に復元) ・サイクリングロードの整備(休憩施設・標識等)
歴史的な雰囲気を残し、まちづくり活動により守り、育てる景観	八木・江井島・西岡	<ul style="list-style-type: none"> ・八木地区における景観学習(景観ウォーク) ・八木地区計画 ・都市景観形成重要建築物補助制度活用
良好な景観が形成され、まちづくり活動により守り、育てる景観	明舞・高丘	<ul style="list-style-type: none"> ・松が丘5丁目地区計画整備、デザインルール化 ・高丘地区における継続的な景観出前講座実施
市のイメージに結び付く、育てる、創る景観	中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・本町、明淡景観ガイドライン整備 ・パピオス明石:景観アドバイス会議による建築物修景 ・観光道路の無電柱化、道路美装化 ・桜町道路美装化

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては、今年度については下記にて進めていく予定としています。

年度	年月	市民アンケート	ワークショップ	計画策定	景観審議会	市議会 (委員会)
R5	R6.3				R5 第1回 (3/18) •これまでの取り組み など	
R6	R6.6	取組方針の調整				委員会報告 (6/24)
	7				R6 第1回 (7/8) •市民アンケート方法 •関連計画、現計画の確認 など	
	8	アンケート実施・ 写真募集 7/15~8/30		計画策定に向けて 各種調査		
	9	アンケート集計 整理分析	実施内容の 検討			
	10		実施	計画素案の 作成	R6 第2回 (10月) •アンケート等の結果報告 •計画の方向性整理 など	
	11	アンケート結果等の 公表				
	12					
	R7.1				R6 第3回 (1月) •計画素案の確認、審議 など	
	3				委員会報告 (3月)	
R7		計画素案に対するパブコメ 条例改正検討				
		「景観計画」を新しく策定 「基本計画」を時点修正 「景観条例」を見直し				